よいち町 議会だより

2015. 3

No. 174

～ 町民スキー大会 ～

２月１日（日）、余市町ジャンプ台周辺で第４７回町民スキー大会兼第３１回余市スキーマラソン大会が開催されました。

ジャイアントスラローム、クロスカントリーの二種目で小、中学生あわせて総勢４７名の選手が参加し、時折強風が吹く中、参加した子供たちは日頃の練習の成果を発揮して、上位の成績を目指し、寒さをものともせず競技を行っていました。

12月開催の第４回定例会での一般質問

・８議員が町政全般について10項目を質問

P2~P8

第４回定例会での主な審議内容

・平成25年度水道事業会計の決算を認定

・地方自治法第98条第１項による事務検査について総務文教常任委員会より審査終了報告される

・漁船用燃油に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する要望意見書など、６件の意見書を可決

P9 ～ P14

平成26年

第４回定例会

平成２６年１２月１１日～１６日に開催された第４回定例会での一般質問及び審議結果などを要約してお知らせします。

一般質問

吉田浩一議員（無会派）

開運・文化財めぐりについて

質問　吉田議員

①開運・文化財めぐり（幸福めぐり）にかかわり次の事項を伺いたい。

(1)過去5年間の参加人数や参加者の町内外の統計はとっているのか。

(2)スタンプ用紙の印刷等は誰がしているのか。

(3)各地の案内図等の考え方について

(4)文化財施設が閉鎖予定となっている冬期間の幸福めぐりについて

A　平成23年度から合計173人が参加しています

答弁　中村教育長

①(1)参加人数の調査は、平成22年度は実施していませんが、23年度は55人、24年度は47人、25年度は10人、26年度は61人、合計１７３人が参加しています。参加者の住所について統計はとっていません。

(2)スタンプ用紙は余市神社から提供いただいており、観光協会、ｉセンター、福原漁場に設置しています。

(3)余市神社で案内図を作成し、各施設に配置しているほか、観光協会とｉセンターには余市観光マップ、福原漁場と運上家には教育委員会が作成した地図をそれぞれ配置しており、今後もよりわかりやすい案内図の作成や案内方法を検討します。

(4)町内の文化財施設は平成19年度から冬期間は閉館しているため、地図などの配付や案内は難しく、開運・文化財めぐりの事業実施予定はありません。

Q　冬期間の手法を考えるべきではないか

再質問　吉田議員

①(3)案内図は何カ所かに置いているが、スタートに置くべきではないか。

(4)冬期間、文化財施設が閉館であれば宇宙記念館に案内図等を置くなど手法を考えるべきではないか。

A　案内図等を置くことは可能と考えます

答弁　中村教育長

①(3)今後わかりやすい地図をつくり、スタートである余市神社に案内図を置かせていただくことについて前向きに検討したいと考えます。

(4)冬期間、文化財施設が閉館していることから除雪面も含め文化財めぐりは困難ですが、宇宙記念館等に案内図やパンフレットを置くことは可能と考えます。

Q　柔軟な発想を持つべきではないか

再々質問　吉田議員

①(4)冬期間は水産博物館でスタンプを押せるようにするなど、「マッサン」で人が来るこの時期を逃さないよう、柔軟な発想を持つべきではないか。

A　外観から神社等を参拝するなどの方法を検討します

答弁　中村教育長

①(4)文化財めぐりを省略してスタンプを押すことではなく、外観から神社等を参拝するなどの方法を検討したいと考えます。

第４回定例会での一般質問は、８人の議員から10件の町政全般に対する質問がありました。

Q⇩質問　A⇩答弁

町営住宅山田団地のトイレについて

質問　吉田議員

①町営住宅山田団地の地域において、下水道を導入する考えはないのか。

②山田団地の便槽に臭気抜きは設置されているのか。また、設置していない場合、設置の考えがあるのか。

A　公共下水道事業とは別の事業を検討します

答弁　嶋町長

①山田団地の地域は下水道認可区域となっていないことから、公共下水道事業としての整備は困難であり、これまでも事業の可能性を北海道と協議を行ってきましたが、事業化は難しい状況であり、今後は公共下水道事業とは別の事業による整備について検討します。
②昭和50年代以降の町営住宅は化学式便槽を使用してバクテリアの分解作用で臭気を抑える方式であることから、臭気抜きは設置されておらず、くみ取りの際に一時的に臭気が発生することもあり、住環境への影響の低減を現在策定作業を進めている公営住宅等長寿命化計画による、計画的な修繕や改修の中で、浄化槽の設置を含め良好な住環境の確保に向けた対策を図ります。

町営住宅山田団地

Q 公営住宅等長寿命化計画はいつ策定するのか

再質問　吉田議員
②問題になっているのはくみ取りをしたときのにおいであり、便槽に直接臭気抜きをつけることはできないのか。
③公営住宅等長寿命化計画はいつ策定するのか。

A 今年度中に策定し計画的な整備を進めます

答弁　嶋町長
②③公営住宅等長寿命化計画は今年度中に策定し各団地の位置づけ等を勘案して計画的な設置、整備等を進め、総合計画の中期計画の中で山田団地の浄化槽等の整備について具体的に示したいと考えます。

Q 臭気抜きの設置について

再々質問　吉田議員
②区会からの要望は町政懇談会にも出ているが、長期計画の中期見直しに先行した臭気抜きの設置について再度伺いたい。

A 浄化槽の整備に当たりたいと考えます

答弁　嶋町長
②トイレの臭気対策について要望はありますが、公営住宅等長寿命化計画、総合計画の中期計画で示し、調査試験等を含め浄化槽の整備に当たりたいと考えます。

野崎奎一議員（公明党）

介護予防ポイント制度について

質問　野崎議員
①元気な高齢者がボランティアなどに携わった活動をポイントとして蓄積し、介護保険サービス利用時や健康増進の取り組みなどに利用できるボランティアポイントや介護保険を利用していない自助努力を評価する（仮称）お元気ポイント制度の取り組みについて見解を伺いたい。

A ポイント制度は施策の一つとして検討します

答弁　嶋町長
①ポイント制度はさまざまな事例があり、介護予防の効果のみならず地域の活性化や住民同士のつながりの強化といった効果があるものと考え、次期高齢者保健福祉計画で予定している新しい総合事業の推進状況を勘案し、健康づくりや生きがいづくりにつながる施策の一つとして検討します。

Q ポイント制度について取り組むべきではないか

再質問　野崎議員
①安心していつまでも元気に暮らしていただくことが願いであり、ポイント制度によりさらに町を売り出すこともできることから、早急に取り組むべきではないか。

A 平成28年度に向け取り組んでいきます

答弁　嶋町長
①先進地の取り組みを検証し介護予防に力を入れるため平成28年度に向け取り組んでいきたいと考えます。

Q 一日も早く取り組むべきではないか

再々質問　野崎議員
①この取り組みは非常に高齢者の励みになることから、一日も早く取り組むべきではないか。

A 地域力の強化にもなることから取り組みたいと考えます

答弁　嶋町長
①本人の健康づくり、町民全体の介護予防、さらにはボランティアによる地域づくり、地域力の強化にもなることから、取り組みたいと考えます。

辻井　潤　議員（新自治研究会）

農業の振興策について

質問　辻井議員

①農業従事者の高齢化と後継者不足により遊休農地がふえているが、離農者を極力減少させることが求められていることから、次の事項を伺いたい。

(1)農作業受託の第三セクターの設立について

(2)ブドウぐい購入助成について

(3)農村活性化センターへの商品開発の専門員の配置について

A 可能性について関係機関と協議します

答弁　嶋町長

①(1)農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、労力負担軽減や施設投資の抑制などにより経営の安定化を図るため、道内各地で農産物の収穫や耕起等の農作業の請負等を行う組織が活動していますが、本町のような果樹地帯では活動実態はなく、その可能性について関係機関とも協議します。

(2)各種農業資材費も高騰し、経営を圧迫し要望も多くあることから、ブドウぐいを含めた農業資材に対する助成について検討します。

(3)農村活性化センターは現在、各種サークルや農協婦人部、農家婦人団体等の多くの方の利用があり、生産者と関係機関で組織するよいちフルーツグレードアップ研究協議会で施策や試験販売等の取り組みを進めており、専門員の配置は利用者団体や農村体験交流施設運営員会と協議します。

農村活性化センター

Q ブドウぐいの購入助成を実現すべきではないか

再質問　辻井議員

①(1)遊休農地や離農者をつくらずに農作業の請負ができるような第三セクターを組織として立ち上げ1次産業の活性化に役立つのではないか。

(2)過去のさまざまな助成と同じように、ブドウぐいの購入助成を実現するべきではないか。

(3)商品にならないリンゴや野菜などに付加価値をつけ商品化することはサークル等では限度があることから、専門員を配置して製品開発を進めるべきではないか。

A 平成27年度予算で取り組みます

答弁　嶋町長

①(1)既存の農業者に対する振興策、後継者に対する取り組みや遊休農地をつくらず離農しないような施策を第一に考えるとともに、高齢化、労働力確保についても取り組みます。

(2)資材の高騰により農業全体が苦労されていることから、農業資材に対する助成を平成27年度予算で取り組みたいと考えます。

(3)製品開発には専門的な知識が必要ですが、さまざまな分野があることから、その都度専門の方にお願いし、各団体のサポートをしていきたいと考えます。

Q 1次産業を守るという観点で施策を講じるべきではないか

再々質問　辻井議員

①(1)雇用の場の確保という意味もあわせて、第三セクターの設置を検討すべきではないか。

(4)農業資材の助成だけではなく1次産業を守るという観点で遊休農地や離農者の減少のため早急にあらゆる施策を講じていただきたい。

A 要望を見きわめ積極的に取り組みます

答弁　嶋町長

①(1)高齢化により雇用の確保も難しいと伺っており、現状を調査した中で、栽培技術の伝承等を含め、雇用について対応していきたいと考えます。

(4)どういった要望があるか見きわめ積極的に取り組みます。

不登校の現状と予防策について

質問　辻井議員

①本町の小中学校の不登校の現状と予防策にかかわり次の事項を伺いたい。

(1)本町の小中学校の不登校の実態について

(2)いじめの実態について

(3)本町でも体罰の問題があったが、その後の現状について

(4)教育委員会として不登校対策をどのように考えて学校を指導しているのか

A 復帰を目指した指導に取り組んでいます

答弁　中村教育長

①(1)文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、平成25年度末で不登校者数は小学校6人、中学校8人で、要因はいじめを除く友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題、無気力、不安など情緒的混乱などとなっています。

(2)平成25年度末の調査で、小学校0件、中学校2件でしたが、現在は2件のいじめ問題は解消しています。

(3)今後このような事態が起きることのないように教職員等への指導を徹底しています。

(4)不登校は長期化する前の初期の段階での対応が重要であり、

校内における連絡調整、児童生徒に関する情報収集を強化し、学校と家庭、関係機関が連携し、共通する課題意識のもと、学校への復帰を目指した指導に取り組んでいます。

Q いじめや不登校への対応について

再質問　辻井議員

①(2)(4)いじめや不登校になった子供たちに対しての対応、不登校への予防策について見解を伺いたい。

A 関係機関等と連携し対応しています

答弁　中村教育長

①(2)(4)いじめについては、年2回のアンケートをもとに回答があった全ての事実関係を確認しており、子供たち一人一人を先生方が見ていくということの指導に努め、不登校については定期的な家庭訪問を継続して、学校、教育委員会で対応できない部分は、町の児童対策室や児童相談所など関係機関と連携し対応しています。

また、予防策については、初期の段階で、教職員間の情報共有や保護者との連携、スクールカウンセラーや適応指導教室との連携のもと、学校復帰の最善の方法をとるよう指導したいと考えます。

土屋美奈子　議員（よいち未来）

区会・商店街の街路灯維持管理の状況について

質問　土屋議員

①電気料金の値上がりに伴う区会や商店街への影響について。

②北海道電力（以下「北電」）との街路灯の電気料金の契約内容と、ＬＥＤ化の場合の契約変更について。

③区会街路灯設置補助事業の申請件数とＬＥＤ化の状況について。

④経済産業省の商店街まちづくり事業を活用した街路灯のＬＥＤ化の状況について。

A 電気料金の値上がりの影響は大きいと考えます

答弁　嶋町長

①電気料金の値上がりの影響は、容量に応じて値上げ率が変わりますが、区会、商店街街路灯もその影響は大きいと考えます。

②契約は区会、商店街でしておりますが、北電によるとワット数により契約区分が変わるため、ＬＥＤ化すると少ないワット数で同じ明るさを確保できることから低い区分に変更となり、消費電力も少なくなるので電気料は安くなると言われています。

③区会街路灯設置補助事業は、平成26年11月末で24団体から申請があり、９基の新設と１１０基の更新をしており、また、全街路灯数約１８００灯のうち７％がＬＥＤ化しています。

④商店街まちづくり事業を活用した街路灯のＬＥＤ化は２商店街が採択されています。

Q 補助事業の予算増額の考えはないのか

再質問　土屋議員

②ＬＥＤ化した場合に契約内容を変更していなかった区会もあったことから、町からも説明をすべきではないか。

③区会の財政面からもＬＥＤ化を進めるため、補助事業の予算増額の考えはないのか。

④商店街まちづくり事業などの今後の情報提供について。

⑤自治体の街路灯のＬＥＤ化に対する国の補助を活用すべきではないか。

A 各区会へ行き届く予算措置をしていきたいと考えます

答弁　嶋町長

②ＬＥＤ化を進めていく上で情報の周知に努めます。

③平成26年度から新設のほか更新も補助対象としており、今後も各区会に行き届くような予算措置をしていきたいと考えます。

④有利な補助制度であることから積極的にＰＲし、活用していただけるように進めます。

⑤国の補助については情報をつかみ対応します。

街　路　灯

Q 区会への補助について見解を伺いたい

再々質問　土屋議員

①街灯料により経費が圧迫され区会運営に影響していることから、区会への補助について見解を伺いたい。

A 補助金等も含め積極的に推進したいと考えます

答弁　嶋町長

①区会の運営で街灯料が非常に大きなウエートを占めていると聞いていることから、街灯料の低減になるよう設置補助金等も含め積極的に推進します。

岸本好且 議員（よいち未来）

「要支援サービス」の一部、自治体への移行について

質問　岸本議員

①介護保険サービスのうち介護の必要度が比較的低い要支援サービスの一部が平成27年4月から市町村事業として移行されるが、本町の現状と見通しについて伺いたい。

②高齢化によるサービスを支える側の人材が不足することへの見解を伺いたい。

③高齢化が加速する中、元気な高齢者が支える側になるようなボランティアの育成を進めるべきではないか。

A　サービスの低下を招かないよう施策の検討を続けます

答弁　嶋町長

①本町の通所、訪問介護の受給者は平成26年9月末現在２５６名であり、この方々が対象になると考えられますが、国の想定する多様なサービスの担い手確保は難しい現状ながらも、新制度の実施に向けて地域の多様な主体を活用し、サービスの低下を招かないよう施策の検討を続けます。

A　財政的な負担はふえるものと考えます

答弁　嶋町長

①施設から在宅へという国の理念には賛成しますが、移行により市町村の財政的な負担がふえるものと考えます。

②③高齢化は地方にとって非常に大きな課題であることから、経験や知識が豊富で元気なお年寄りの方々が外に出てボランティア等の活動をしていただくような仕組みをつくらなければ介護保険制度の隘路に対応できないと考え、保険者としての介護だけではなく、今後のまちづくりを含めた重要な問題として取り組みます。

再々質問　岸本議員

①②③この改正を機にボランティアなどの支える側の体制づくりが必要ではないか。

④訪問介護や生活支援などのサービス提供を行うＮＰＯ法人の現状と今後について伺いたい。

A　ボランティアの取り組みを活用しなければならないと考えます

答弁　嶋町長

①②③町内外の各団体や有識者との連携をボランティアの取り組みや町民参加の協働のまちづくりに大きく活用しなければならないと考えます。

④ボランティア団体やＮＰＯ法人等の育成は介護の部分のみならず、まちづくりには非常に重要であり、きめ細やかなまちづくりを進める上で行政だけで全て完結することが難しい状況下において、多様な団体の力添えをいただきながら、また、育成もしなければならないと考えることから、ＮＰＯ法人設立のノウハウ等を含め検討し、町民への情報提供に努めます。

Q　移行による市町村の負担増について

再質問　岸本議員

①今回の移行により予防給付の必要性が高くなっている中で、市町村の負担増が予想されるが見解を伺いたい。

Q　ボランティアなどの体制づくりが必要ではないか

佐々木正江 議員（共産党議員団）

後期高齢者医療制度について

質問　佐々木議員

①後期高齢者医療制度にかかわり次の事項を伺いたい。

(1)後期高齢者医療制度の加入者数、特例軽減措置対象者数と特例軽減措置廃止により最大のどれくらい負担増となるのか。

(2)本町の保険料の納入状況と滞納による差し押さえの有無について

(3)毎年削減されている年金、消費税増税、物価の上昇などにより後期高齢者を取り巻く状況は厳しくなっているが、深刻な影響を与える特例軽減措置の廃止に対する見解について

(4)後期高齢者の健診の取り組みについて

A　加入者数は３６９２人です

答弁　嶋町長

①(1)平成26年度の賦課期日の加入者数は３６９２人、特例軽減措置対象者は１９０３人で、負担増については最大５倍程度となるケースもありますが、平均では3倍程度と考えられます。

(2)特別徴収は１００％、普通徴収の現年分は98．１％、滞納繰越分は23％、全体では98．１％の徴収率で、滞納による差し押さえの事例はありません。

(3)国は世代間等での軽減において公平性が欠けるとして段階的な廃止を示していますが、本町では5割の方が対象であり、廃止された場合の影響は大きく、今後の議論の動向を注視していきたいと考えます。

(4)40歳以上の国保加入者と生活保護受給者とあわせ、後期高齢者医療保険の対象者に特定健診と各種がん検診を行っています。

Q　健診により医療費の削減につながるのではないか

再質問　佐々木議員

①(3)特例軽減措置廃止を含め後期高齢者医療制度の国の考えをどのように受け止めているのか。

(4)本町の後期高齢者の健診受診率は5．28％と低いが、健診に力を注ぐことで医療費の削減につながるのではないか。

A　一人でも多く受診されるよう取り組みます

答弁　嶋町長

①(4)特定健診の受診は医療費の

抑制や制度の維持にとって非常に重要であり、一人でも多く受診されるよう取り組みます。
②特例軽減措置の廃止は低所得者に対する負担増となることから要望等を行い、廃止となった場合の対応も考えます。

Q 国に対して要望すべき

中谷栄利議員（共産党議員団）

介護保険料について

質問　中谷議員
①第6期高齢者保健福祉計画・介護保険計画での介護保険料見込み額について伺いたい。

A 一定程度の増額が見込まれると考えます

答弁　嶋町長
①国の介護報酬が決定されていないことから保険料の基準額を現段階でお示しできませんが、一定程度の増額が見込まれるものと考えます。介護保険料の増加は生活と暮らしに直結する問題であり、引き続き保険料軽減強化について町村会を通じ国に要望します。

再々質問　佐々木議員
②まず余市町が先頭に立って国に対して要望していくべきと考えるが見解を伺いたい。

A 町村会等も含め要望していきます

答弁　嶋町長
②町村会等も含めて要望をしていきます。

Q 介護保険料をおさえるため対策をとるべきではないか

再質問　中谷議員
①(1)高齢者とその家族や権利を守り、必要なサービスを保障するといった町長の姿勢が問われると思うが見解を伺いたい。
(2)介護保険料を抑えるため一般会計から繰り入れるなど独自の対策をとるべきではないか。

A 国、北海道へさまざまな機会を通じ要望します

答弁　嶋町長
①(1)国が国費の削減も含めて一部サービスを市町村へ移行させるなど提案もされている中、国の責任で行われるよう制度の見直しも含め要望します。
(2)一般会計から繰り入れることは制度の趣旨の中で制約もあり、今すぐに軽減のために繰り入れるとはなりませんが、制度の根本的な部分について国、北海道に対しさまざまな機会を通じて要望します。

Q 保険料抑制の対策を設けることについて

再々質問　中谷議員
①(2)厳しい財政状況でも、道内では独自で一般会計から繰り入れしている自治体があるが、高齢者の福祉、暮らしを守るための保険料抑制の対策を設けることに対して、再度見解を伺いたい。

A 介護予防に力を注ぎ制度の基盤をつくりたいと考えます

答弁　嶋町長
①(2)一般会計は厳しい財政状況ではありますが、他自治体の調査等は必要と考え、また、今までは介護状態になってからどうするかという施策が中心でしたが、今後は介護予防について今まで以上に力を注いでいかなければならないと考えており、それが余市町の介護保険制度の基盤をつくる大きな原動力となると考えます。

近藤徹哉議員（新自治研究会）

ふるさと納税制度の課題と方針について

質問　近藤議員
①ふるさと納税について次の事項を伺いたい。
(1)本町の過去3カ年の件数、金額と寄附者の傾向について
(2)納税者の願望の把握と他町村との差別化、謝礼品の選択について
(3)ふるさとの香りの趣旨として期間限定での生鮮産品、海産物、果実類を検討しているのか。
(4)謝礼品の会社の選択方法について
(5)「マッサン」の放映を活用し、余市町の特産品の売り込みがチャンスと考えられるが見解を伺いたい。
(6)納税者の来町の特典として宿泊券、食事券、観光ルートの案内等はどう考えているのか。

A 今年度から寄附者に対し謝礼品を贈呈しています

答弁　嶋町長
①(1)平成23年度は2件3万円、24年度は3件7万円、25年度は4件15万円、今年度は11月末現在で28件54万8000円で今年度から寄附者に対し謝礼品の贈呈をしています。
　寄附者の傾向は、平成25年度以降は町外、特に東京余市会の会員を初め道外からの寄附が多く、今年度も24件が道外在住の方からです。
(2)寄附者の意向に沿った中で事業を行い、余市町の未来を担う人づくり事業での活用を図っており、また、町のPRや寄附拡大につなげるため本町ならではの特産品の選択に努めています。
(3)現時点で果樹などの生鮮食品の取り扱いはしておらず、今後品質保持等の課題を検討し、実施の方向で取り進めます。
(4)振興公社や水産加工業協同組合の協力により寄附者の希望する品物を贈呈しています。
(5)寄附者の意向や金額等の推移から「マッサン」効果の活用など地域のPRに貢献するような手法を検討します。

(6)来町してもらえるような魅力的なメニューの拡大を図ることも必要と考え、寄附者のニーズを的確に把握し制度の積極的な活用を図ります。

Q 他町村と比べて件数が少ないのはなぜか

再質問　近藤議員

①(1)(2)他町村と比べて件数が少ないのはなぜか。

(3)ふるさとの香りとして季節の生鮮食品を送る際に、料理の仕方等のしおりを入れるなどの取り組みが必要ではないか。

(4)謝礼品について町民に広く声をかけるべきではないか。

(5)「マッサン」効果により意欲をどう伸ばすのか、具体的な目標を設定し、発想の転換をしなければならないと考えるが見解を伺いたい。

(7)高額寄附者へのメニュー拡大を図ることについて

A PR不足も考えられます

答弁　嶋町長

①(1)(2)PR不足も考えられるので、広報やホームページに掲載し完結していることは反省し、アクセス数のあるホームページに掲載するなど全国的な大手との提携等が必要であり、本町の認知度を高めるため費用対効果を考え検討します。

(3)海の幸、山の幸等、生鮮食品での季節限定品について検討し、レシピ等を含めたきめ細かな対応を考えます。

(4)声かけをすることで企業、生産者の意欲につながるものと考え町内にPRをしていきます。

(5)今がチャンスであると考え集中的に力を注いでいかなければならない分野だと認識し、行政だけではなく民間、生産者を後押しし体制をつくりたいと考えます。

(7)今年度から金額に応じ贈答品を用意しており、いかにふるさと納税を納めていただくか検討したいと考えます。

Q 本町に誘導するような政策を打ち出していくべき

再々質問　近藤議員

①(6)宿泊券、入浴券、食事券など本町に誘導するような政策を打ち出していくべきではないか。

(7)1万円の寄附額に対し、どの程度の謝礼品を送っているのか。

(8)国が地方創生に力を入れるという中で、ふるさと納税制度をどう活用するのか。

A 経済効果に寄与できるように検討します

答弁　嶋町長

①(6)温泉、観光農園、ニッカウヰスキーを含め連携し取り組み、ふるさと納税をきっかけにいかに余市に来ていただき、経済効果に寄与できるよう検討します。

(7)寄附金額1万円から3万円までは5000円相当、3万円から5万円までは8000円から1万円相当、5万円から10万円については1万2000円から1万5000円相当の贈答品となっています。

(8)地方創生については情報収集し国に要望もしていきたいと考え、ふるさと納税は地域振興、企業の育成等を含め取り組みます。

議会のホームページを開設しています

余市町議会のホームページを随時更新し、議会からの情報発信に努めています。さらなる充実に向けて、忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

ホームページアドレス
http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/gikai/gikai-top.html

議会を傍聴してみませんか

《次の定例会は３月上旬に開催の予定です。》

◆本会議については、役場３階の議会事務局で、傍聴人受付簿に住所・氏名等を記入するだけで傍聴できますが、傍聴定員は３８人となっており、会議当日の先着順となっています。

◆常任委員会や特別委員会については、委員長の許可を得なければ傍聴できないことになっていますが、プライバシーにかかわる審議など特別の事情がない限り傍聴を認めています。

※詳しい日程などをお知りになりたい方は、議会事務局（TEL21−2132）へお問い合わせください。

議会改革・活性化　一問一答方式を試行的に導入

現在、議会運営委員会では、議会改革・活性化に向けて順次審議を進めておりますが、その一環として、今年度開催が予定されている予算・決算特別委員会において、本町議会では初めて一問一答方式を試行的に導入することが決定し、さらに議員側と長側が向かい合う対面式により、先般、開催された水道事業会計決算特別委員会（下記審議内容参照）から行われております。引き続き「わかりやすい議会」、「町民に開かれた議会」を目指し、議会改革・活性化に向けて審議が進められています。

※一問一答方式とは～ 案件に対する疑問点を一つずつ取り上げ、納得するまで質疑、答弁を繰り返す方法。

これまで、質問項目全てを一括して質問し、一括した答弁を行う形式でしたが、この一問一答方式により、論点・争点が整理され、審議を十分深めることができます。

審議内容

水道事業会計の決算を認定しました

□平成25年度水道事業会計決算認定について

第3回定例会に提出された平成25年度の水道事業会計の決算は、平成25年度余市町水道事業会計決算特別委員会（中谷栄利委員長・野呂栄二副委員長）を設置し審査していましたが、第4回定例会で**委員長報告のとおり認定しました。**

水道事業会計決算特別委員会

平成２５年度水道事業会計決算

収益的・資本的	収入決算額	支出決算額
収益的収入及び支出	６億４，６７４万円	５億９，５１５万円
資本的収入及び支出	２億６，７６７万円	５億１，６２６万円

余市町教育委員に清水義信氏を再任

余市町教育委員会委員の任期満了に伴い、**清水義信**氏を再任することに同意しました。

補正予算の審議結果

□平成26年度一般会計補正予算（第6号）【専決処分】

衆議院議員総選挙に係る経費の計上で、**１１５９万５千円を追加し、歳入歳出予算総額を84億１９０８万円としました。**

□平成26年度一般会計補正予算（第7号）

人事院勧告に基づく給与改定、人事異動等による人件費の整理、寄附による各種基金積立金の追加、健やかロード推進事業に係るパンフレット作成委託料並びに印刷製本費の追加、高齢者等除雪サービス事業委託料、福祉灯油助成金、更生医療給付助成費、障害福祉サービス費等給付費、障害児給付費、介護保険特別会計繰出金、保育所運営費負担金、中央保育所備品購入費の追加、母子通園センター臨時職員賃金の計上、放課後児童クラブ臨時職員賃金、水道事業会計負担金の追加、冬期緊急雇用対策臨時職員賃金の計上、公共施設等除雪委託料の減額、とど被害防止対策事業補助金の計上、中小企業振興事業補助金、連続テレビ小説「マッサン」応援推進協議会補助金、宇宙記念館冬期特別開館経費、町道外除排雪委託料、公共下水道特別会計繰出金、北後志消防組合負担金、小中学校スキー授業バス運行業務委託料、借入条件確定に伴う長期債償還元金の追加及び長期債償還利子の減額など、**１億８２１９万６千円を追加し、歳入歳出予算総額を86億１２７万６千円としました。**

□平成26年度介護保険特別会計補正予算（第2号）

年度末までに不足の見込まれる市町村特別給付費の追加計上で、**80万円を追加し、歳入歳出予算総額を24億５３６３万７千円としました。**

□平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

各種事業報告等に用いるシステム改修委託料、後期高齢者、

審議内容

前期高齢者支援金の追加計上で、**46万4千円を追加し、歳入歳出予算総額を29億6946万4千円としました。**

□平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

保険料還付に係る過年度支出金の追加計上で、**9万7千円を追加し、歳入歳出予算総額を3億2609万7千円としました。**

□平成26年度公共下水道特別会計補正予算（第1号）

人事院勧告に基づく給与改定、人事異動等による人件費の整理、受益者負担金の前納報奨金、消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによる追加、平成25年度建設事業費の国庫補助金返還金の計上で、**17万7千円を追加し、歳入歳出予算総額を12億8305万4千円としました。**

□平成26年度水道事業会計補正予算（第1号）

企業債元利償還金の確定に伴う減額、一般会計繰入金の増額など、**収益的収入で768万8千円を増額し、総額7億145万8千円を増額し、収益的支出で276万9千円を減額し、7億1110万4千円に、資本的収入で908万円を減額し、総額1億36万円としました。**

付託案件の審議結果

第3回定例会に提案され、民生環境常任委員会（土屋美奈子委員長・佐々木正江副委員長）に付託し、審査を行っていた『**余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案**』、『**余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案**』条例案2件については、第4回定例会で**委員長報告のとおり可決しました。**

議会議員定数削減に関する請願書の審議結果

米坂利治氏、安本幹雄氏、金沢治氏より提出され、第3回定例会において議会運営委員会（藤野博三委員長・野崎奎一副委員長）に付託し審査を行っていた『**余市町議会議員定数削減に関する請願書**』（紹介議員・影谷吉英議員）については、第4回定例会で**委員長報告のとおり不採択となりました。**

条例案を委員会付託

□特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案

□放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

□家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案

「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度における施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が基準等を定めることとされたことから関係条例3件が提案され、それぞれ民生環境常任委員会（土屋美奈子委員長、佐々木正江副委員長）に付託し、審査を行っています。

条例案の審議結果

□職員給与条例の一部を改正する条例案

□議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

□特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例等の一部を改正する条例案

人事院勧告に基づく法律改正に準じて条例の一部を改正するため提案され、それぞれ**原案のとおり可決されました。**

税に関する条例案の審議結果

□過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例案

産業の振興と雇用の増大を図ろうとすることを目的に、本町が過疎地域に指定されたことに伴い、一定要件に該当する場合、事業者が新設又は増設した設備に係る固定資産税の課税免除をするため提案され、**原案のとおり可決されました。**

□半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案

半島振興対策実施地域対象市町村の指定を受けていることから、地域の振興と発展を図るため、製造業、旅館業の設備等を新設または増設した場合、設備等に係る固定資産税について不均一課税を適用するため提案され**原案のとおり可決されました。**

法改正に伴う関係条例の改正

□国民健康保険条例の一部を改正する条例案

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により産科医療保障制度の掛金の減額、出産一時金が増額されることに伴い、本町条例についても所要の改正を行いました。

第4次余市町総合計画の変更について委員会付託

□第4次余市町総合計画の変更について

第4次余市町総合計画の変更について提案され、第4次余市町総合計画審査特別委員会（野呂栄二委員長・藤野博三副委員長）を設置し、審査を行っています。

審議内容

地方自治法第９８条第１項に基づく事務検査

「余市町労働福祉会館における転落事故」

ー総務文教常任委員会から審査終了報告がなされるー

12月11日開会の第４回定例会において、総務文教常任委員会（野呂栄二委員長・安宅俊威副委員長）に付託された、地方自治法第98条第１項による、「余市町労働福祉会館（以下「労働福祉会館」）における転落事故に関する事項」の事務検査について審査が終了し最終報告がなされました。

報告の内容は次のとおりです。

□総務文教常任委員会

審査終了報告（要旨）

労働福祉会館における転落事故に関する事項につきまして、地方自治法第98条第１項の規定に基づき事務検査の権限が付与されて以来、慎重審議を重ねてまいりました。

本件につきましては、第２回定例会において中間報告をしておりますが、その後、事故当時の担当部署でありました商工観光課長を参考人として委員会に招致し、事故前後における経過等について意見聴取をいたしました。

冒頭、委員長より次の５点について総括質問を行いました。

①労働福祉会館の隣地の木は、誰が指示し、何の目的で切らせたのか。また、事故調査委員会の報告書に「数年前から樹木の剪定作業をしなければならないという話があった。」とあるが、いつごろから出ていた話なのか。

②緊急雇用創出推進事業との関連で、余市宇宙記念館の軽作業員として採用した職員を誰の指示で、なぜ枝払い作業をさせたのか。

③事故調査委員会の報告書では、労働福祉会館周辺樹木の剪定作業を行う経過について、参考人は「現場を再確認した上で実施した。」とあるが、当委員会でも現地調査をし、また、事故後に立木の伐採を業者に委託する前の写真も委員会で確認しているが、再確認の上、実施に至った経過について。

④同じく報告書に、労働安全衛生に関し事故前日の打ち合わせで参考人から「トラロープを使用した安全帯の装着方法について、反対側の屋根の下に車を置いてそれにトラロープを結ぶよう、その方法を教えている。」と記載されているが、当時の担当係長は「特に指導はなかった。」、「具体的な話があったか記憶がない。安全帯の装着の手法等については、打ち合わせで話をしたが課長からの指示があったかどうかについては記憶がない。」と述べられている。参考人は誰にどのような指示をしたのかお聞かせ願いたい。

⑤平成23年９月30日付で、事故にかかわり小樽労働基準監督署に関係書類を提出した際の復命書の中で「全ての責任は課長にあります。」と説明されていながら、平成24年１月26日以降本件の担当が総務課に移ってからは「被害者との接触はなかった。」と町側より説明されているが、その経過についてお聞かせ願いたい。

これに対し参考人からは、

①当時商工観光課長だったので、当然私が最終的に指示しています。その目的は相当大きな木で労働福祉会館の屋根に覆いかぶさっている状況から、このまま冬を越すと屋根が傷むという中で屋根、建物の保全のために切らせた。

いつごろからということについては、商工観光課長につく前はわかりませんが、事故のあった年の夏くらいの段階と記憶している。

②労働福祉会館の作業の話が出た中で係長とも協議し、最終的に他の２名の緊急雇用の職員と合同で作業していく判断をして担当課長として指示を出した。

③現場の再確認をいつしたかは、今記憶はありませんが、現場を何回か係長と見て最終的にかぶさっている枝をどうにかしないと、という判断をし作業を実施した経過です。業者委託がベストですが、予算もなく冬も近いということもあり判断に至った状況です。

④事故調査委員会の聞き取り調査で話をしており同じ内容になりますが、万が一のことがあったらということで打ち合せをしており、担当係長は特になかったと言われていますが、私の認識としては指示をしたと記憶している。

⑤総務課に窓口が移動した内容は記憶が薄いのですが、書類の提出関係を含めて総務課が窓口になり、それ以降責任放棄ではないと思っていますが、そういう状況の中で接触をしてはいけないものというような認識を持っていた。

その後、委員会としては、労働安全衛生に関し事故前日の打ち合せで、当時参考人は「２人の係長に指示したと記憶している。」と発言されており、調査報告書の聞き取りの中では、係長は「特に指導はなかった。」、「具体的な話があったかは記憶

審議内容

がない。」など、いまだ意見が食い違っている状況から、理事者側に再度その内容について確認されたく申し入れをいたしました。

その後、理事者側から7月17日に当時の担当係長2名に再度、聞き取りを行った結果について報告を受けております。

その内容は、

①「事故当日は議会なので係長2名に臨時職員と一緒に現場に行って段取りするよう指示した。」という点について、当時の観光振興係長からは、「調査委員会でお話したとおり現場は一度も見ておらず、木の状況もわからなかった。明確な指示を受けたかどうかは定かではありません。課長から現場に行くように指示された記憶はありませんが、2人で行かなければならないとの認識から他の作業を終えてから現場に行く予定をしていました。」また、当時の産業振興係長からは、「記憶が曖昧で前回お話したことと変わるところはありません。現場には作業を行っている途中で行く予定でいた。」という回答でした。

②事故前日の打ち合わせの中で、高所作業から具体的な安全作業の方法について、観光振興係長からは、「調査委員会でお話したとおり安全帯を用意しなければならないということで、自分が持っていたことから準備をしました。安全作業について、具体的な指示があったかどうかについては記憶がありません。」産業振興係長からは、「作業員には安全帯を渡し、気をつけて作業するように言っただけで具体的な作業の指示はしていません。安全帯があったほうがいいとのことで、当時の観光振興係長が持っており持参してもらった。」との回答でした。

③前日のトラロープを使用した安全帯の装着方法の件について、観光振興係長からは、「トラロープを装着する場所がないので、反対側に車を置いてそれに結ぶことは認識していたが、具体的に課長から指示があったかは不明で、前に回答した内容と変わりはありません。臨時職員に安全帯を渡すときに気をつけて作業するよう話をした程度で、臨時職員に対して特段の指示はしていません。」産業振興係長からは、「臨時職員には安全帯を渡し、気をつけて作業するよう話しましたが、具体的な方法等の指示はしていませんでした。作業中、観光振興係長と2人で現場に行くことは認識しており、当日は事務作業を終えた後、午前10時ごろ現場に行く予定でいました。安全帯を使用することの話はありましたが、車を用いたロープ装着方法については、3人の中で話があったかどうかということについて、記憶が曖昧です。」という回答でした。

これらの報告を受け、これまでの書類検査、委員会審議の経過を踏まえ、付託されている当委員会として、それぞれ結論をいただきましたので、その結果につきましてご報告いたします。

事故原因の究明について

当該事故は平成23年9月29日に緊急雇用創出推進事業により、当時、余市宇宙記念館の軽作業員として採用された商工観光課の臨時職員が労働福祉会館の隣地で民間の方が所有する立木を伐採する作業中に高所から転落し、重篤な障害を負われたものであります。

当委員会としては、当該臨時職員に緊急雇用創出推進事業内容とのかかわりで作業指示を出した経過、事故発生前後の対応、関係機関等による確認記録など地方自治法第98条に基づく関係書類の検査のため、随時資料の提出を求めてきました。

また、前段ご報告しましたとおり当時の担当課長を参考人として委員会に招致し意見聴取を行うなど、慎重かつ徹底した調査を進めてまいりました。

さらに現地に出向き、事故現場を確認するとともに、事故後において担当課で立木の枝払いを業者に依頼した当時の枝を切る前後の写真について、あわせて確認の上、審議を進めてまいりましたが、これらの状況から本作業は屋根にかぶさる木の剪定ではなく、伐採を要する状況であったと判断しています。

労働福祉会館の屋根を損傷させないことを目的に作業をさせたにしても作業前における打ち合わせ、指揮命令の不十分さ、安全対策に欠け作業をさせた結果であり、まして高所作業であるにもかかわらず軽作業員として採用した臨時職員に従事させるような業務ではないのは明らかであり、業務をやらせたこと自体が大きな判断の間違いである。

事故責任の明確化について

事故発生後2年2カ月の間、議会に対し全く説明がなく、また、当委員会が本件の審議を進めている中で、「転落事故に係る調査委員会」が平成25年12月27日に設置し開催されているにもかかわらずその報告も怠るなど議会軽視も甚だしく、法令を遵守しなければならない行政自体が起こした事故として、町政への信頼、信用を失墜させた大きな問題である。

特に事故発生後においての初動態勢や原因究明、被害者に対する対応、労働行政を担当する課の職員が労働安全衛生法、労働安全衛生規則の法令遵守など指導的立場にある行政の担当者としての意識の欠如と言っても過言ではなく、これまでの審議経過、関係職員からの意見聴取、調査委員会報告書からも明らかである。

さらに、事故前日の担当課における打ち合せにおいては作業の指示、伝達の状況等、担当課長は「指示した。」、係長は「聞いていない。」、「記憶にない。」などと言われているように管理職としての職務、組織での職務命令の指揮命令系統におけるマンネリ化の表れであり、職員個々の責任意識への希薄さが招いた結果と言わざるを得ない。

また、町長は地方公共団体における統轄、代表権を有し事務

審議内容

を管理し執行する権限、また、副町長においては町長にかわって業務の詳細についての検討や委任を受けた事案についての決定や処理を行う役割を有している。それにもかかわらず、議会において再三にわたり指摘されている関係職員の処分問題や町理事者みずからの管理責任において、「事故調査委員会は関係職員の処分の量定を検討する上で設け、症状が固定した段階で懲戒処分という目的を持って設置をした。」、「関係職員の処分は事故に遭われた方の症状が固定されてからと思っていたが、その中で損害賠償請求があり損害賠償請求の事案が解決した後において関係職員の処分を考えていた。」、「しかるべきときにみずからを律する議案を提出したい。」、「6月の定例会にみずからを律する議案等も提案したいと考えている。」など答弁をし、責任の時期を転々とし、議会という公式な会議の場での発言を無視した町理事者の社会的、道義的、政治的責任は重大であり、特に前任期中に発生した事故の責任を明確にしない行政姿勢はまことに遺憾で猛省を促すものであり、この問題の大きさを深く認識され、一日も早く町民への信頼回復に努められることを要請する。

再発防止等について

今回、事故調査委員会の報告書にも記載があるとおり、「職員の労働安全衛生に係るマニュアル化が図られてこなかったこと」が指摘されており、事故発生後、職員に対する安全教育、安全作業の徹底等職員研修を含め重点的に取り組まれ、作業上の安全対策、屋外作業、さらにメンタルの部分の3種類にわたって安全対策マニュアルづくりを進められた結果、「公務災害安全対策マニュアル」が作成され、今年10月から運用がなされている。

今後、このマニュアルに沿って的確に業務管理されるとともにコンプライアンスの遵守等、職員意識の徹底を図り今回の大きな事故を教訓に今後、二度とこのような事故を起こさないよう組織として再発防止に向けて十分取り組むことを要請する。

以上、「地方自治法第98条第1項による事務検査」について、総務文教常任委員会から審査終了の報告がなされました。

要望意見書の審議結果

件　　名	提　出　者	審議結果	提　　出　　先
漁船用燃油に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する要望意見書	議会運営委員会委員	原案可決	内閣総理大臣ほか関係大臣 衆議院議長・参議院議長
国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書	議会運営委員会委員	原案可決	内閣総理大臣ほか関係大臣 衆議院議長・参議院議長
後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める要望意見書	議会運営委員会委員	原案可決	内閣総理大臣・厚生労働大臣 衆議院議長・参議院議長
難病や小児慢性特定疾患の患者の自己負担の見直しを求める要望意見書	議会運営委員会委員	原案可決	内閣総理大臣・厚生労働大臣 衆議院議長・参議院議長
原発「再稼動」を認めず再生可能エネルギー拡大を求める要望意見書	議会運営委員会委員	原案可決	内閣総理大臣・経済産業大臣 衆議院議長・参議院議長
必要な介護サービスを受けられるよう求める要望意見書	中谷栄利議員ほか４人	原案可決	内閣総理大臣ほか関係大臣

※全会派の同意が得られた要望意見書は議会運営委員会の委員が提出者となっています。

よいち町議会だより

平成27年３月１日発行
№174（年４回発行）
発行　余市町議会
編集　総務文教常任委員会
〒046-8546
北海道余市郡余市町朝日町26番地
TEL 0135-21-2132
FAX 0135-21-2144
HP:http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/gikai/gikai-top.html
mail:giji.gki@town.yoichi.hokkaido.jp

審議内容

町長と副町長の給与を減額

平成23年９月に発生した余市町労働福祉会館敷地内における転落事故にかかわり、行政執行の責任者としての処分を科すとして、町長については給料月額の50％を10カ月減給、副町長については給料月額の25％を５カ月減給する『**余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案**』が提案され、**原案のとおり可決しました。**

新たな基金を創設

前述の事故にかかわり発生した多額の損害賠償金に対し、町民の理解を得るためには一定の負担が必要との判断から、７３００万円を目途に特別職の給与の減額分、さらには管理職手当減額分等を積み立てるための基金を創設する『**余市町財政再生基金条例**』が提案され、**原案のとおり可決しました。**

補正予算の審議結果

□平成26年度一般会計補正予算（第８号）

特別職の給与の減額に関する特別措置条例案の提出に伴い、一般会計では特別職の給料等の減額、財政再生基金積立金の計上で、**２３４３万７千円を追加し、歳入歳出予算総額を86億２４７１万３千円とし、**公共下水道特別会計では管理職職員の管理職手当減額分として一般会計への繰出金の計上で、**91万８千円を追加し、歳入歳出予算総額を12億８３９７万２千円とし、**同じく水道事業会計でも一般会計への繰出金の計上で**収益的支出で１２３万３千円を追加し、７億１２３３万７千円とする補正予算が提案され、原案のとおり可決しました。**

□平成26年度公共下水道特別会計補正予算（第２号）

□平成26年度水道事業会計補正予算（第２号）

図書館で会議録・委員会記録が閲覧できます

議会だよりは、一般質問や審議結果などをわかりやすくお伝えするため、内容を要約して掲載しています。

より詳しい内容をお知りになりたい方は、議会のホームページ、図書館に備えつけの会議録をご利用ください。

◆議会日誌◆

１１月

１８日	議会運営委員会
２０日	水道事業会計決算特別委員会
２５日	議会運営委員会

１２月

３日	議会運営委員会
１０日	議会運営委員会
11～16日	第４回定例会
１５日	議会運営委員会
１６日	第４次余市町総合計画審査特別委員会
１９日	民生環境常任委員会
２５日	北後志消防・衛生施設組合議会

１月

１６日	民生環境常任委員会
１９日	産業建設常任委員会
20・21日 26・28日	各会計決算特別委員会
29・30日	第４次余市町総合計画審査特別委員会

２月

９日	総務文教常任委員会
９日	北しりべし廃棄物処理広域連合議会
１２日	産業建設常任委員会
１３日	民生環境常任委員会
１８日	総務文教常任委員会

編集後記

吉田松陰の好きな言葉で「道を明にして功を計らず　義を正して利を計らず」があります。

意とすることは、君に仕えるとは功業をなすためではなく、道義を明らかにすることでありますが、それによって「後世の模範」となり多数の人間に影響を与えて国家が良くなればそれこそが「大忠」であると続きます。

そこで議員として町民皆様より負託されたことに対して、今後も議会活動を通じ本町に住んでよかったと自覚されるような政策課題に取り組み、邁進することが義務だと考えます。

現在の国内経済でとりわけ北海道経済が低迷し、政府も地方に重点を置く政策として地方創生が大きな目標となりました。

本町も早急に企画立案、そして実行のマスタープランを作成して本町の政策課題を精査し、経済の活性化による明るい未来のために行政と一体となって議会活動に努めることが急務と考えます。

本町の明るい話題として、連続テレビ小説「マッサン」の放映による本町のイメージアップを千載一遇のチャンスと捉えて町民皆様と一緒になって景気浮揚策による地場産業の育成を重点政策として力点を置くことが急務です。

本町発展のため町民皆様と一体となって取り組みたいと考えており、ご意見、ご要望をお寄せいただければ幸いです。

総務文教常任委員会
委　員　近　藤　徹　哉

この用紙は再生紙を使用しています。